

令3発三情第1号

令和3年6月24日

三木町長 伊藤 良春 殿

三木町情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤川 吉洋

諮問事件に係る答申について

三木町情報公開条例第20条第1項の規定に基づく下記の諮問について添付のとおり答申します。

記

諮問事件：令和2年9月15日付け 令2発三第6811号 行政文書非公開決定処分の取消しを
求める審査請求

令和3年6月24日

諮問庁 三木町長

諮問日 令和2年12月15日

諮問事件 令和2年9月15日付け 令2発三第6811号 行政文書非公開決定処分の取消しを
求める審査請求

答 申 書

第1 三木町情報公開・個人情報保護審査会の結論

本件審査請求に係る行政文書について、三木町長（以下「処分庁」という。）がこれを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、(1)香川県木田郡三木町内で今日までに実施された、香川県のみどり豊かであるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）に基づく大規模な土砂埋立事業に係る情報（開発面積・開発地番・事業者名・施工期間・土砂搬入予定量）が記録された土地開発行為の一覧表及び(2)当該土地開発行為において許認可された営利事業地の地方税法の評価・課税額が記録されている行政文書について、三木町情報公開条例（平成14年三木町条例第4号）（以下「条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、令和2年9月3日付けで本件公開請求を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対応する行政文書について保有していないため、文書不存在を理由として、令和2年9月15日付けで非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年9月23日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、処分庁に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、対象行政文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は次のとおりである。

第2 - 1 - (1)の行政文書については香川県が公開しているため、第2 - 2 - (2)の行政文書については令和2年3月24日税務課調査、文書での再確認のためである。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書における処分庁の説明は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、第2 - 1 - (1)の行政文書について、「香川県が公開したので、処分庁も同様の行政文書を保有している」と主張するが、開発区域が所在する自治体に対して大規模な土砂埋立事業が行われた土地開発行爲の一覧表の作成を義務付けている規定は存在しないため、処分庁は当該行政文書を保有していない。
- 2 審査請求人は、第2 - 1 - (2)の行政文書について、審査請求理由を「令和2年3月24日税務課調査、文書での再確認のため」と述べている。同日審査請求人が処分庁の税務課窓口を訪れたことは認めるが、大規模な土砂埋立事業が行われた土地に係る課税に関して申し述べたことについては事実ではないため否認する。第2 - 1 - (1)の行政文書が不存在であれば第2 - 1 - (2)の行政文書も当然不存在となる。
また、私人の課税に関する情報は、条例第7条第1号及び地方税法第22条並びに地方公務員法第34条の規定に抵触するものである。
- 3 本件処分に違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

第5 審査請求人の反論の要旨

反論書における審査請求人の反論は次のとおりである。

- 1 条例第19条の2の規定により、本件審査請求は行政不服審査法第9条第1項の適用が除外されるが、処分庁は実施機関に代わって判断しており違法である。また、弁明書は事実を把握しないで処分庁が意見をしており違法である。実施機関が弁明書の改善・訂正をしないなら法的措置を取る。
- 2 弁明書の開示を請求する。
- 3 反論書の提出期限の延長は行政不服審査法の適用を受けず裁量があるが、処分庁に決定権はない。反論書の提出期限は弁明に対して期間が短く、処分庁の誤判断である。

- 4 香川県が公開決定した林地開発制度に基づく開発許可書等の書類については、香川県と処分庁が事前に調整したものである。林地開発については処分庁が意見書を香川県に提出しているため処分庁が保有している。
- 5 令和2年9月23日に税務課に対して大規模な土砂埋立事業が行われた土地に係る課税については尋ねてはいない。同日税務課は同席していないためである。非公開決定の理由を明らかにしないため、土木建設課・農林課・環境下水道課に尋ねたものである。
- 6 処分庁は非公開決定処分はできないため違法である。
- 7 処分庁の弁明書は弁明になっておらず、行政として体をなしていない。対象行政文書は存在するため隠してはならない。大規模土砂埋立開発事業は町民の生命・財産に多大な影響を与えるため、処分庁の対応は傲慢かつ不適切である。また、地方税法・地方公務員法の秘密漏洩には該当しない。すべて違法であり、すべて公開されるべきである。
- 8 実施機関が公開しないのであれば審査会の決定を待たず法的手続を取る。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件処分について審査した結果、以下のように判断する。

1 判断における基本的な考え方について

条例は、第1条の規定のとおり、町民の行政文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責任が全うされるようにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的として制定されたものである。

審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件文書の不存在を理由とした本件処分の妥当性について

本件審査請求は、本件文書の公開を求めるものであり、処分庁は、本件文書を作成・取得していないことから不存在のため本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めていると解されるところ、処分庁は本件処分に違法・不当な点は無く、本件審査請求は棄却されるべきであるとしていることから、以下本件文書の保有の有無について検討する。

本件文書を保有していない理由については、第2 - 1 - (1)の行政文書の作成を自治体に義務付ける規定が存在しないとのこと、また、第2 - 1 - (1)の一覧表に記載されていることが前提となる第2 - 1 - (2)の行政文書については、前提となる文書が不存在である以上、当該文書についても不存在となるとの説明が弁明書から確認できる。

審査会は、香川県のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例を始めとする関係例規について、処分庁の例規システム等で検索を行ったが、自治体に当該文書の作成を義務付ける旨の規定は確認できなかった。また、審査請求人の反論の中でも当該文書の作成を義務付ける旨の規定についての記述は確認できなかったため、これを覆すに足りる根拠は認められないと言える。

なお、前提として情報公開請求制度は、存在しない行政文書を新たに作成して公開することを認めていないが、本件処分は第2 - 1 - (1)の一覧表ではなく個別資料についての新たな公開請求を妨げるものではないため、審査会事務局から処分庁に対し確認を求めたところ本件処分の際に審査請求人に対し上記内容について説明を行っている旨の報告がなされたため、審査請求人に対する処分庁としての説明責任が不十分であるとは言えないものと解される。

さらに、本件文書の特定は審査請求人が自ら行なっているものと解されるが、処分庁はその範囲内において本件処分を行っており、違法性は確認できない。

以上のことから、本件文書につき、これを保有していないとして非公開とした本件処分については、処分庁において本件文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 三木町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査経過

当審査会の本件諮問事件についての審査経過は以下のとおりである。

- ①令和2年12月15日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から弁明書を収受

③令和3年1月20日 諮問庁から反論書を収受

④令和3年4月30日 審査